

世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

NEWSLETTER

「クレジット・チャイナ」が正式運用を開始

2015年6月1日、ウェブサイト「信用中国」(以下「クレジット・チャイナ」)が開設 され正式運用を開始しました(URL: www.creditchina.gov.cn)。中国の社会信用体系の 公式ポータルサイトとして、「クレジット・チャイナ」の正式運用は、中国の社会信用体 系の構築がまた一歩前進したことを象徴する出来事です。

一、「クレジット・チャイナ」のウェブサイト概要

「クレジット・チャイナ」のウェブサイトでは、信用動向、政策法規、合同処罰、信用 サービス、信用研究及び信用情報を含む8つのモジュールを共有でき、政策発布と信用情 報照会等の機能が集まって一体化し、企業、個人ひいては異なる政府部門間において信用 情報の把握・共有を行うプラットホームになっていくことが確実です。



「クレジット・チャイナ」のウェブサイトは、国務院の「社会信用体系構築部局合同会議」が信用宣伝と政策発布を推進するプラットホームとして、これまでに最高人民法院、国家発展改革委員会、財政部、農業部、環境保護部、国家税務総局、国家安全生産監督管理総局、中国証券監督管理委員会等の部門から提供された 110 万件余りの信用記録が収録され、これには、法院が提供する信用喪失被執行者(信用不良者)リスト、税務部門が提供する重大税務違法案件の当事者リスト等の情報が含まれています。現状の情報は一部の政府部門が公開する記録のみに限られていますが、国務院の「社会信用体系構築部局合同会議」に参画する 39 の機関の顔ぶれからすると、将来的には各分野を全面的に網羅した総合的な信用記録になる可能性があります。

これら 39 の機関には、国家発展改革委員会及び中国人民銀行という 2 つの主要機関の他に、中央宣伝部、中央機構編成委員会弁公室、最高人民法院、民生部、文化部、国家外貨管理局、国家安全生産監督管理総局、中央精神文明建設指導委員会弁公室、税関総署、最高人民検察院、司法部、国務院法制弁公室、国家公務員局、工業・情報化部、中国共産党中央政法委員会、国家税務総局、教育部、財政部、中国銀行業監督管理委員会、交通運輸部、住宅及び都市・農村建設部、中央ネットワークセキュリティ・情報化指導グループ弁公室、国家工商行政管理総局、公安部、農業部、中国証券監督管理委員会、国家衛生・計画生育委員会、国家食品薬品監督管理総局、環境保護部、国家品質監督検査検疫総局、国家安全部、商務部、中国保険監督管理委員会、国家知識財産権局、人的資源・社会保障部等が含まれています。

二、中国信用体系構築の進展状況

早くは 2007 年 3 月 23 日に国務院から「社会信用体系構築に関する国務院弁公庁の若 干の意見」(国弁発[2007]17号)が発布され、同年の4月18日に国務院社会信用体系構 築部局合同会議制度(「国務院社会信用体系構築部局合同会議制度に関する通知」国弁函 [2007]43 号を参照)が創設され、中国の社会信用体系構築の幕明けとなりました。

その後、中国の社会信用体系構築は次第に実施されていくことになりました。2014年 6月14日、国務院から「社会信用体系構築計画要綱(2014-2020年)」(国発[2014]21 号) が発布され、2014年7月23日には中央精神文明建設指導委員会から「信義誠実の 構築制度化を推進することに関する意見」が発布され、2014年10月23日の第18期中 央委員会第4回全体会議の中で採択された「依法治国に係る若干の重大問題を全面的に 推進することに関する中共中央の決定」では、「社会信義誠実の構築を強化し、国民及び 組織による法律遵守の信用記録を整備し、法律遵守に係る信義誠実の推奨メカニズム及 び違法行為に起因する信用失墜行為の処罰メカニズムを完備し、法律の尊重・遵守を人 民全体が共に追い求め、自覚して行動できるようにする」ということが明確に打ち出さ れ、2015年3月25日に「『政府業務報告』の重点業務部門による分掌を具体化するこ とに関する国務院の意見」(国発[2015]14号)では、「社会信用体系構築を推進し、全国 統一の社会信用コード制度及び信用情報を共有・交換するプラットホームを創設し、法 により企業及び個人の情報安全を保護する」と再度明確にしています。

社会信用体系構築の過程において、国務院は2014年8月7日に「企業情報公示暫定 施行条例」を発布したのは特筆すべき点です。当該条例の第1条では「企業の信義誠実 の自律を促進し、企業情報の公示を規範化し、企業信用の制約を強化する」ということ が立法目的として明確にされ、その後、全国企業信用情報公示システム

(http://gsxt.saic.gov.cn/) が投入され、当該システムにより企業の登記・届出情報、行 政処罰情報、経営異常情報等の情報照会ができるようになりました。現状、当該システ ムの企業登記・届出情報の公示は既に比較的整備されているものの、行政処罰情報、経 営異常情報等の情報公示については、各地方の実施状況において若干差がある可能性が あります。近い将来、全国企業信用情報公示システムの中に掲載される各公示情報につ いて、全面的に完備されることが予測できます。

三、中国の信用体系構築についての関連規定(各部委員会)

現時点における、信用体系構築に関する国務院各部委員会が定めた主な規定は次のと おりです。(発布日順)

発布部門	発布日	規定名称	文書番号	施行日
国家食品薬品監督管理総	2004年9月13日	「薬品安全信用分類管理暫定施	国食薬監市[2004]454	2004年9月13日
局		行規定」	号	
国家食品薬品監督管理総	2007年10月16	「薬品、医療器械、保健食品広	国食薬監市[2007]625	2008年1月1日
局	日	告発表企業の信用管理弁法」	号	
鉄道部	2008年9月5日	「鉄道建設プロジェクト施工企	鉄建設[2008]160 号	2008年9月5日
		業の信用評価暫定施行弁法」		
交通運輸部	2009年11月27	「道路施工企業の信用評価規則	交公路発[2009]733 号	2010年1月1日
	日	(試行)」		
中国人民銀行	2010年6月4日	「中小企業信用体系試験区建設	銀発[2010]176 号	2010年6月4日
		の指導意見」		
		「信用喪失被執行者リスト情報		
最高人民法院	2013年7月1日	の公表に関する最高人民法院の	法釈[2013]17 号	2013年10月1日
		若干規定」		
国家品質監督検査検疫総局	2013年7月16日	「出入国検査検疫企業の信用管 理弁法」	国家品質監督検査検	
			疫総局公告 2013 年第	2014年1月1日
			93 号	
交通運輸部	2013年11月28日	「道路設計企業の信用評価規則	交公路発[2013]636 号	2013年12月1日
		(試行)」		
国家品質監督検査検疫総 局	2014年1月15日	「出入国検査検疫企業の信用管	国質検通[2014]28 号	2014年1月1日
		理業務規範」		
国家品質監督検査検疫総		 「出入国検査検疫企業の信用採	国家品質監督検査検	
国	2014年1月15日	集項目及び信用等級評定規則」	疫総局公告 2014 年第	2014年1月15日
			3 号	
交通運輸部	2014年5月28日	「水運プロジェクト設計及び施	交水発[2014]113 号	2014年9月1日
		工企業の信用評価弁法 (試行)」		
国家税務総局	2014年7月4日	「納税信用管理弁法(試行)」	国家税務総局公告 2014 年第 40 号	2014年10月1日
管理暫定試行弁法」				
国家統計局	2014年11月27日	「統計上信用が著しく失墜した	国家統計局公告 2014 年第 3 号	
		企業の情報公示に係る暫定試行		2015年1月1日
		弁法」		
中国保険監督管理委員	2015年1月29日	「中国保険業信用体系建設計画	保監発[2015]16 号	2015年1月29日
会、国家発展改革委員会		(2015-2020年)」		2010 1/1 20 H
		「交通運輸業の信用体系構築強		
交通運輸部	2015年5月12日	化に関する交通運輸部の若干意	交政研発[2015]75 号	2015年5月12日
		見」		

四、まとめ

「クレジット・チャイナ」のウェブサイト開設により、中国の社会信用体系構築は新 時代に突入しました。現在はまだ初期段階ですが、今後はより完全なものに近づき最終 的には健全な社会信用体系が確立されることになるでしょう。一旦不良信用記録が掲載 されてしまうと、市場競争、存続又は個人の生活にもマイナスの影響を及ぼす可能性が あるため、現在より、市場における全ての主体(企業、個人等を含む)は、不良信用記 録を掲載されないよう努力する必要があります。このリスクを回避するため、現行の法 律法規を学び、コンプライアンス意識を高め、必要に応じて外部専門家の力を借り、自 らの社会信用を良好な状態に保つことが大切です。

本文に関する情報及び内容に関するご質問は、以下のメールアドレスまでご連絡くださ い。info@shiminlaw.com

本資料の日本語訳文に関する著作権は世民律師事務所 (以下「世民」といいます。) に属するものであり、本資料を無断で 引用、変更、転写又は複写することは固くお断りいたします。

また、本資料は、中国法令の意味を理解するための参考として供する目的にのみ作成されたものであり、中国法令そのもの に対する解釈、説明又は解説等を含むものではありません。世民では翻訳をできる限り正確に作成するよう努めております が、本資料で提供した情報の正確性等について世民が保証するものではないことを予めご了承いただき、ビジネスでご活用 される場合には、必ず中国政府が発表した中国語の原文をご確認いただくようお願いいたします。